

【税務】 国税庁「年末調整手続の電子化に関するパンフレット」等を公表＜源泉所得税関連＞

国税庁は、年末調整手続の電子化に関する新しいパンフレットを発表しました。このパンフレットは、納税者や企業が年末調整をより効率的かつ簡便に行えるよう、詳細なガイドラインを提供しています。電子化の導入により、紙ベースの手続きが減少し、データの正確性や処理速度の向上が期待されています。

パンフレットには、具体的な手続きの流れや必要な書類、注意点が詳しく説明されており、初めて電子化に取り組む方々にも分かりやすい内容となっています。最新の情報をもとに、年末調整の準備を進めましょう。

【年末調整手続の電子化に関するパンフレット】

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の証明書をもとめて取得可能！

年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算



年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、こちらをご覧ください。



従業員による3ステップ

発行主体



マイナポータル

1. 準備

控除証明書等を
データで取得※



2. 作成

申告書を
データで作成



勤務先の給与担当



3. 提出

勤務先に
データで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。※



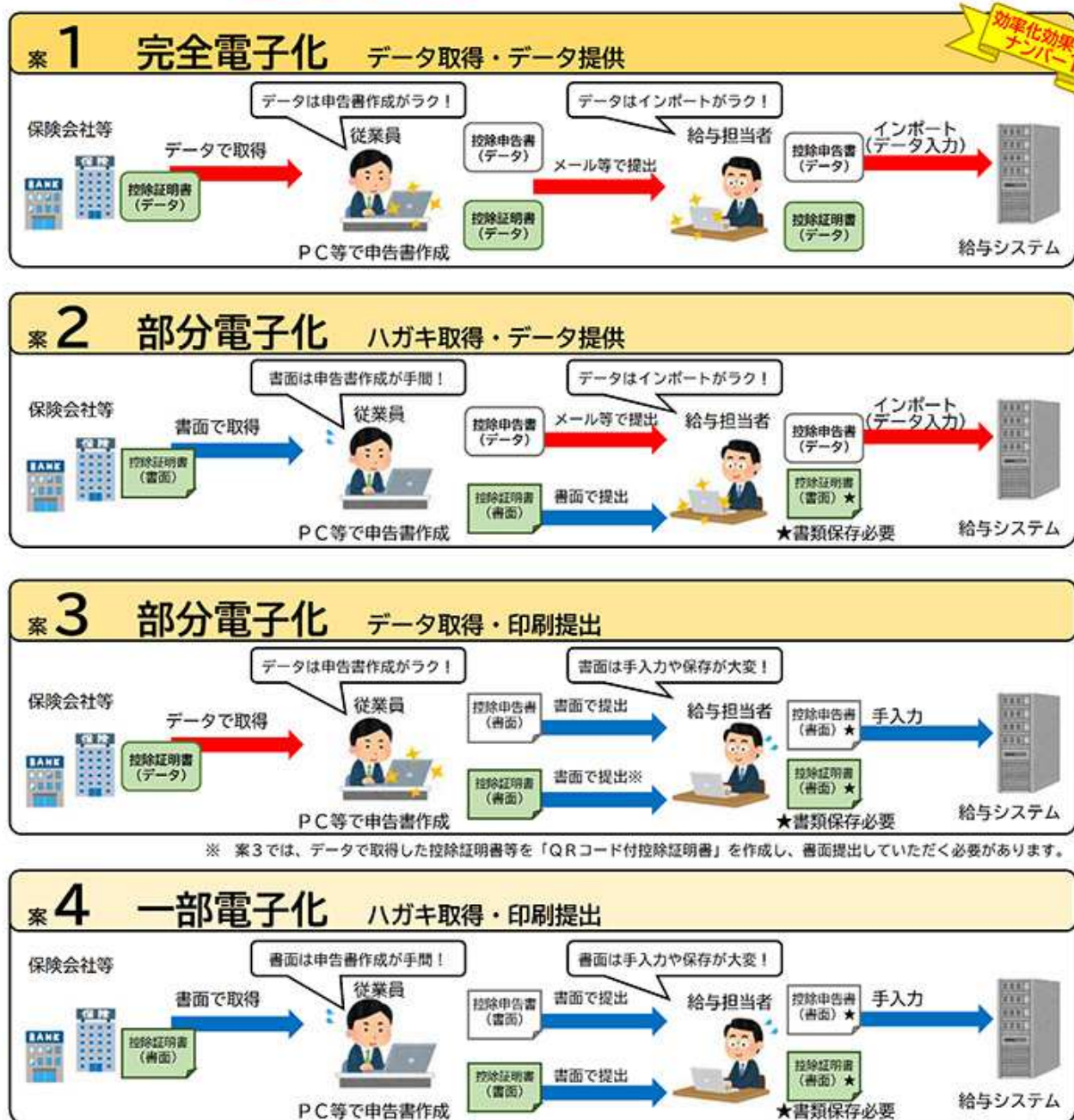
※ 年調ソフトでは、給与の収入金額や配偶者の情報等を入力することにより、
定額減税に対応した年末調整に関する申告書を作成します。

電子化の進め方（勤務先編）～実施方法の検討～

年末調整の電子化については、実施方法の特徴やメリット等を理解して、実施方法を検討してください。

1 実施方法（特徴）

ここから、PC等で**控除申告書をデータ作成**する電子化の実施方法（4案）について説明します。



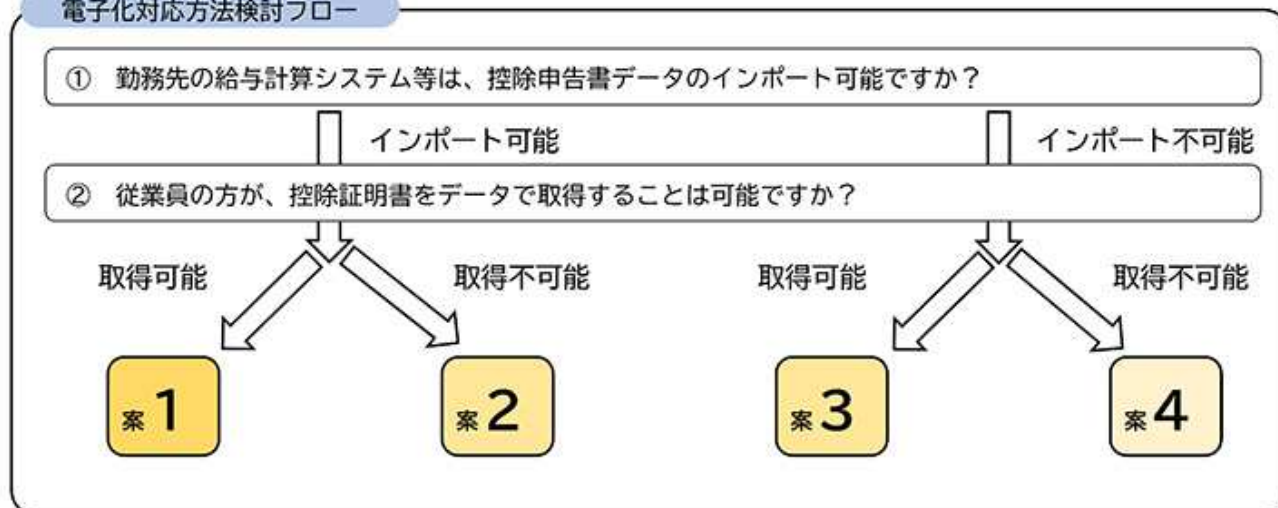
Q：控除申告書を書面・控除証明書をデータで、勤務先に提出（提供）する電子化は行えますか？

A：年末調整手順の電子化は、控除申告書をデータで勤務先に提供することが必須となるため、控除申告書を書面・控除証明書をデータで勤務先に提供することはできません。

2 実施方法の検討

現在の勤務先の利用システムの状況等から、電子化しやすい方法をご検討いただくことも可能です。その場合には、次の検討フローを利用して、勤務先が取り組みやすい電子化をご検討ください。なお、この検討フローにかかわらず、システムの状況等の見直しを行ったうえで、電子化の方法を選択していただくことも可能です。

電子化対応方法検討フロー



3 データ取得

従業員の方が控除証明書等をデータで取得する場合、複数のデータを一括で取得できる**マイナポータル連携**と、控除証明書等の発行主体のホームページ等から**個別に取得する方法**があります。

マイナポータル連携とは、従業員の方が年末調整申告書データの作成中に保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータルから取得する機能のことです。この具体的な利用方法は、「電子化の進め方（従業員編）」でご説明します。

個別に取得する方法については、ご契約されている保険会社等のホームページ等でご確認ください。



Q：団体扱保険について、従業員の方が控除証明書のデータ取得は行えるのでしょうか？

A：ご契約されている保険会社等によっては、従業員の方がデータ取得できる場合があります。また、保険会社が控除証明書の発行を行われない場合であっても、年調ソフトの管理者機能などを利用して、勤務先（保険契約の共済組合等）が控除証明書データを作成することができます。詳しくは4ページの「参考：団体扱保険データの利用について」をご確認ください。

4 控除証明書等の提出

電子化を進めるためには、**勤務先が控除申告書及び控除証明書をデータで受けられる環境を整えていただく必要**があります。

その環境を整えられない場合には、従業員の方がデータで控除証明書を受領された場合でも、控除証明書を書面でご提出いただく必要があります。この場合には、従業員の方は、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」で、QRコード付きの控除証明書（PDF形式）を作成し、書面提出いただく必要があります。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（国税庁HP）QRコード付証明書等作成システム
<https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>

5 控除申告書の作成

年末調整手続の電子化において、従業員の方が**控除申告書をPC等でデータ作成**する必要があります。
現在、給与システム等で控除申告書をデータで作成していない場合には、新たな市販ソフトが国税庁が提供している年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下、年調ソフトという）の導入を検討してください。なお、年調ソフトについては5ページの「従業員周知編」で説明します。

（案1、2で、既に給与システムを独自開発している場合）

- ・新たに控除申告書の作成をデータで作成するためには、次の2つの対応方法が考えられます。
- ・1つ目は、控除申告書を作成できる市販ソフト又は年調ソフトを導入し、出力されたデータを自社の給与システムでインポートできるように改修する方法です。改修範囲が限定的なため、コストが抑えられることと、自社で控除申告書の様式変更に対応する必要がないメリット等が考えられます。
- ・2つ目は、控除申告書の作成を自社システムで行えるように改修する方法です。1つ目に比べて改修内容が増えますが、同じシステム内で年税額の計算まで行えるため、利用者にとって利用しやすいシステムになることと考えられます。この場合には、改修にあたっての検討事項を整理している9ページの「システム改修編」をご確認ください。

6 従業員の利用端末等について

- ・従業員の方が控除申告書の作成にあたって、勤務先や個人の端末のいずれを利用していただくかは、勤務先が業務の実情（セキュリティ上の観点等）を考慮して選択し、従業員の方に周知してください。なお、利用端末の検討に当たって、社内ネットワークを構築している場合には6ページの「導入セキュリティ編」をご確認ください。
- ・職場PC等に年調ソフトを導入する場合、同ソフト及びマイナンバーカード読取機器を複数人で共同利用することが可能です。
- ・マイナポータル連携を行う場合にはマイナンバーカード読取機器^(※)及び従業員のマイナンバーカードなどが必要となります。

（※）マイナンバーカード読取機器とは、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード読取対応スマートフォンを指します。

7 ご不明な点があったときは

年末調整手続の電子化または年調ソフトの使い方でご不明な点がある場合、次の手順で確認してください。

① 年末調整電子化に関する不明点は、パンフレット等を調べる。

次のQRコードから、パンフレットやよくある質問をご確認ください。

国税庁ホームページ（年末調整手続の電子化に関するパンフレット）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm



② 年調ソフトに関する不明点は、操作マニュアルを調べる。

次のQRコードから、年調ソフトに関するマニュアルをご確認ください。

なお、エラーメッセージ対応表は、操作マニュアルの末尾に掲載しております。

国税庁ホームページ（年調ソフトの操作マニュアル）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#doc>



③ ヘルプデスクに問い合わせを行う。

電話番号	0570-02-4563（ナビダイヤル）	
受付時間	9:00～17:00	10月1日～12月28日（毎日） 1月4日～2月28日（月曜～金曜（休祝日を除く））

～従業員周知編～

勤務先が検討した、控除申告書の作成方法に応じて、そのソフトの利用方法や控除証明書の取得方法等を従業員の方に周知する必要があります。

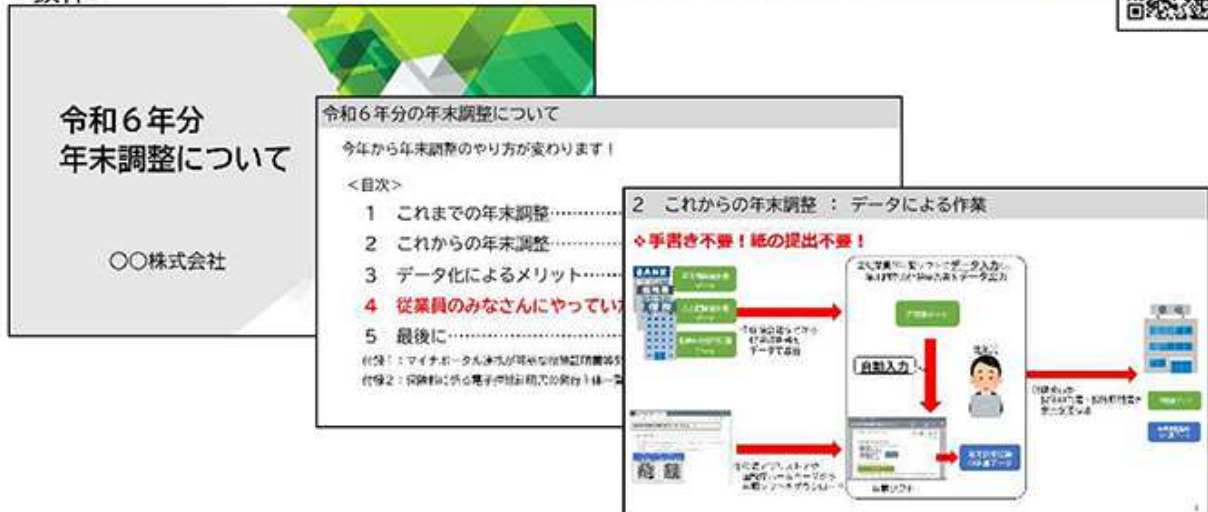
国税庁が提供する年調ソフトをご利用いただく場合には、「従業員の方への周知資料」を次のQRコードから提供しております。勤務先が必要に応じて、表紙の社名や配付用資料の14ページの控除申告書データの提出先を編集してご利用ください。

「従業員の方への周知資料」(PPT/1,669KB)

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0020005_071_09.pptx



<拔粹>



Q：年調ソフトとは、なんですか？

A：年調ソフト(年末調整控除申告書作成用ソフトウェア)は、従業員の方が控除証明書等データを活用し、勤務先に提出する年末調整関係書類をデータ又は書面で簡単に作成するため、国税庁が提供しているソフトウェアです。取得方法等は(資料)従業員の方への配付資料や次のQRコードからご確認ください。なお、年調ソフトで出力される控除申告書イメージについては、国税庁ホームページの掲載様式とレイアウトが異なりますが、法令上問題ありません。

(国税庁HP) 年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



年調ソフト（画面イメージ）



Q：年末調整手続を電子化をする場合、従業員の方にはいつごろ周知すればいいのでしょうか？

A：従業員の方がマイナポータル連携を利用する場合、マイナンバーカードを取得するための期間や保険会社と民間送達サービスの連携設定に要する期間を考慮すると、年末調整の1～2か月前には周知していただいたほうがよいと考えられます。

～導入時セキュリティ編～

ここからは、自社内でネットワーク（社内LAN）を構築している勤務先が、年調ソフトを導入したり、マイナポータル連携を実施する際の留意点について記載したものです。

1 環境整備について

勤務先では、年末調整手続の電子化の実現方法によって、①年調ソフトの導入、②マイナポータル連携が行える環境整備などが必要となります。環境整備については、勤務先によりセキュリティ設定が異なるため、一概には言えませんが、次に記載したパターン別に対処方法をご検討ください。

確認フロー

従業員が、控除申告書の作成を行う電子機器（端末）は、どなたが所有するものをご利用予定ですか。

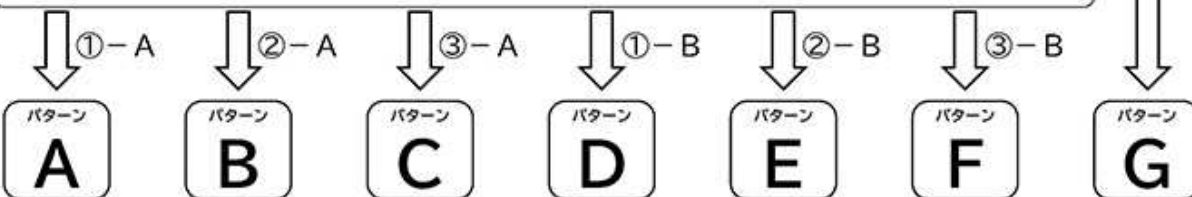
勤務先

従業員

控除証明書等データの取得方法

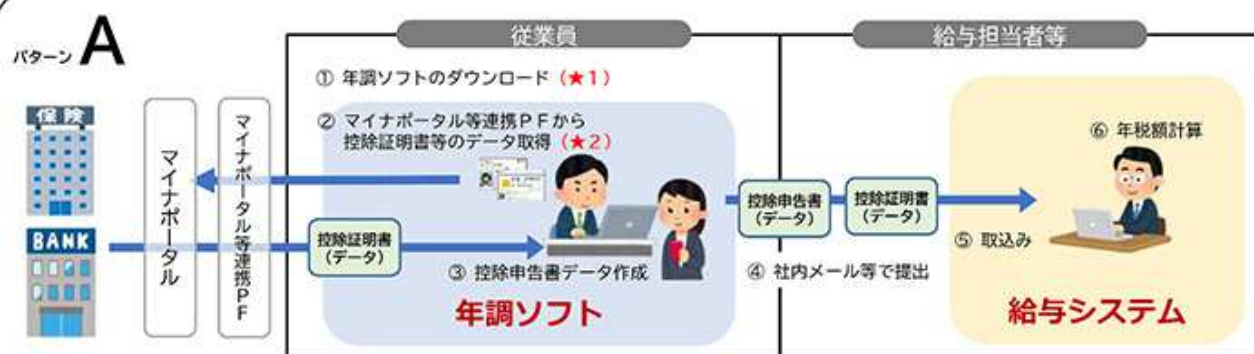
- ① マイナポータル連携
- ② 勤務先端末で保険会社等のHPから取得
- ③ 自宅端末で取得した控除証明書等データをUSB等で持込

従業員が控除申告書を作成するソフトは、何を使いますか。（A 年調ソフト B 民間ソフト）



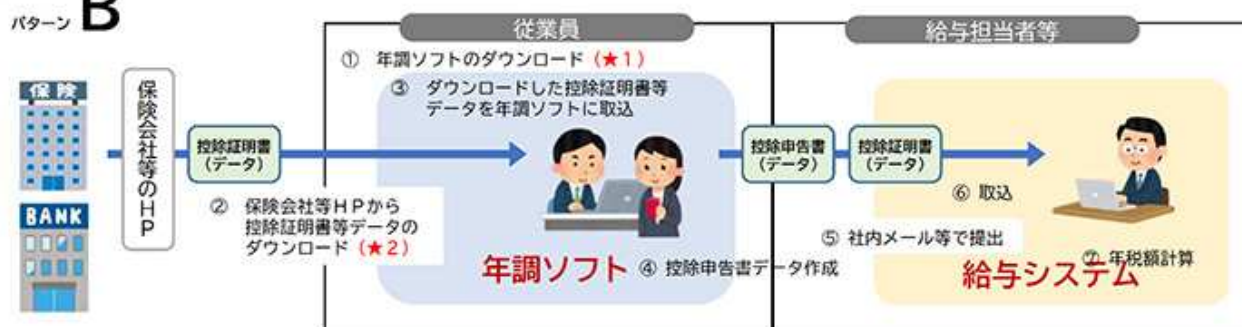
2 セキュリティ検討ポイントについて

今後、検討すべき「セキュリティ検討ポイント」を赤字で示します。関連するセキュリティ規定等を設けている場合は、矢印に記載した対応方法をご検討ください。



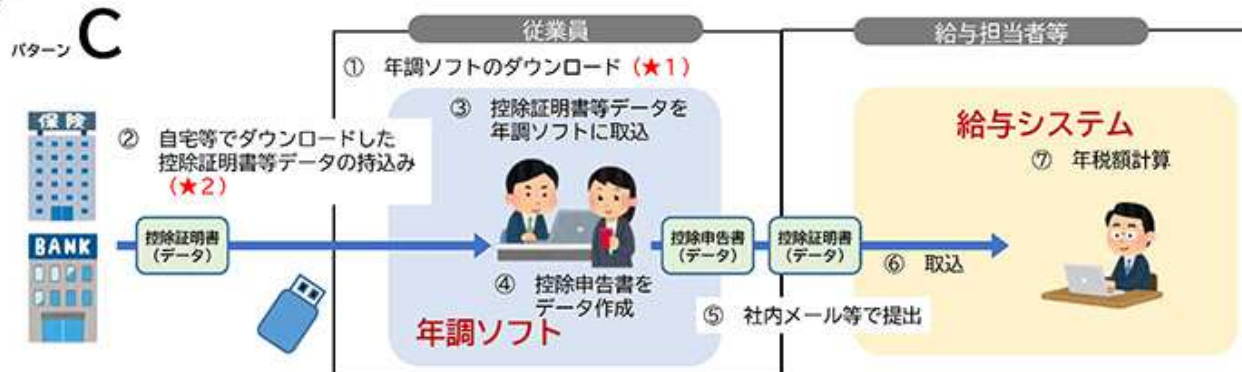
- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトのダウンロードや資源配付をご検討ください。
- ★2 従業員PC等がインターネットに未接続または接続を制限
⇒ インターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご検討ください。

パターン B



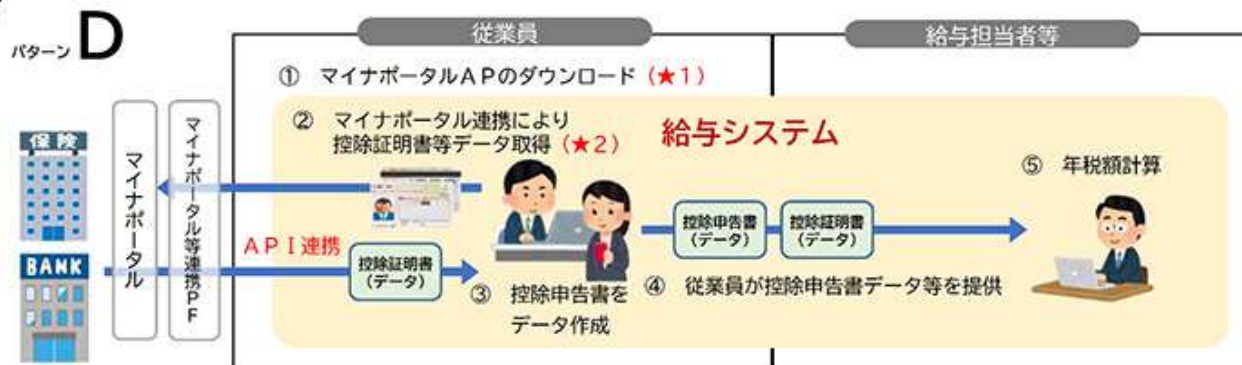
- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトのダウンロードや資源配付をご確認ください。
- ★2 従業員PC等がインターネットに未接続または接続を制限
⇒ 従業員が利用する控除証明書等発行主体（保険会社等）のサイトを閲覧し、証明書のデータがダウンロード可能となるようインターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご確認ください。

パターン C



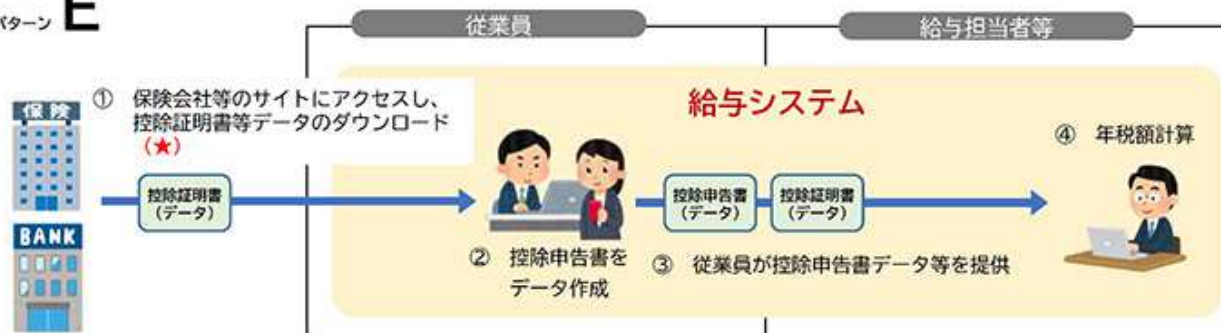
- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトをダウンロードや資源配付をご確認ください。
- ★2 (私物) USBメモリ等の使用禁止
⇒ メール等の代替方法をご確認ください。

パターン D



- ★1 従業員のPC・スマートフォン等にマイナポータル（アプリ）が未導入
⇒ 管理者権限でマイナポータル（アプリ）の配付や、各自でインストールすることをご確認ください。
※ マイナポータル（アプリ）とは、マイナナンバーカードを利用してマイナポータルへのログインや、電子申請書類への署名をする機能を提供するためのアプリケーションです。
- ★2 従業員のPC等がインターネットに未接続
⇒ 「マイナポータル等連携PF」に接続できるよう、インターネットの接続をご検討願います。

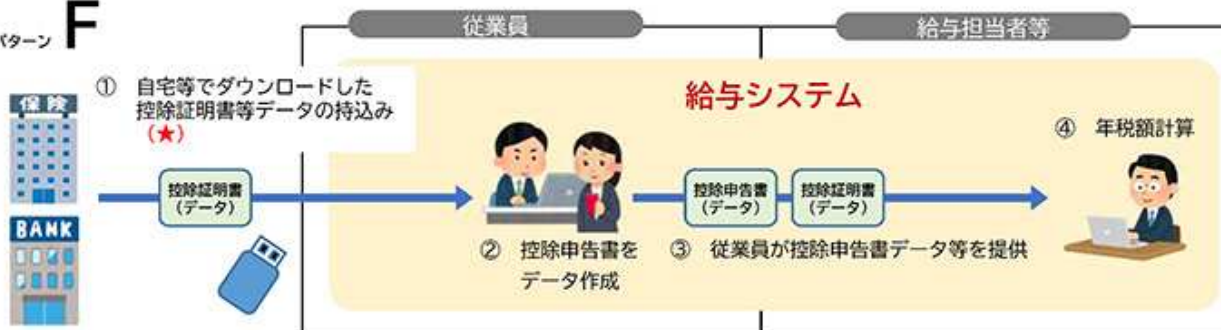
パターン E



★ 従業員のPCがインターネットに未接続または、接続を制限

⇒ 従業員が利用する控除証明書等発行主体（保険会社等）のサイトを閲覧し、証明書のデータがダウンロード可能となるようインターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご検討ください。

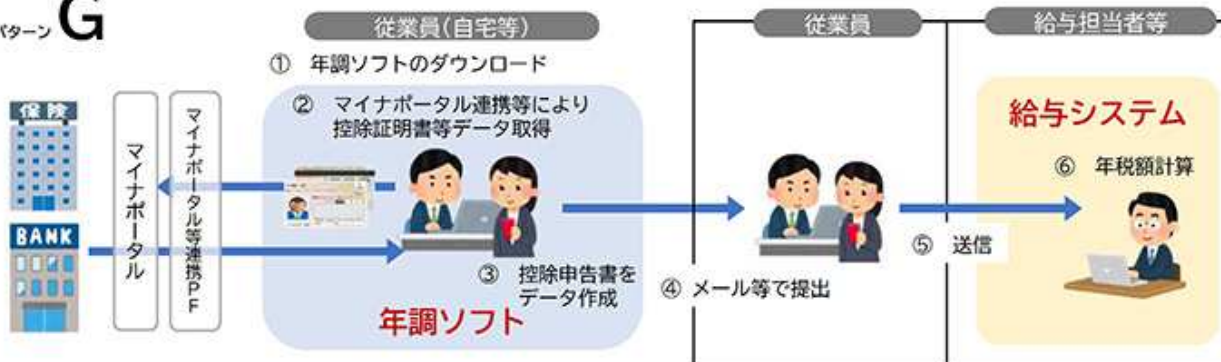
パターン F



★ (私物) USBメモリ等の使用禁止

⇒ メール等の代替方法をご検討ください。

パターン G



※ セキュリティ上の問題・懸念点はありません。

給与担当者等に④ メール等で提出で直接提出することも可能ですが、その場合は、従業員から提出される控除申告書データについて、電子署名を付けるかパスワードをかける必要があります。

電子化の進め方（従業員編） ～従業員準備編～

1 年末調整の電子化の概要

年末調整の電子化とは、年末調整に必要な控除証明書等をデータで取得し、そのデータを利用して年末調整の控除申告書等を作成し、これらのデータを給与担当者に提出することをいいます。



2 準備（データ取得の概要）

控除証明書等をデータで取得するには、複数の控除証明書等を一括取得できる「マイナポータル連携」と、控除証明書等の発行主体（保険会社等）のサイト等から控除証明書を個別に取得する「個別取得」の2つの方法があります。

左のQRコードで、ご自身が契約している発行主体が「マイナポータル連携対応済」が可能か否かを、右のQRコードで、ご自身が契約している発行主体が「個別取得」が可能か否かを確認してください。

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>



保険料に係る電子控除証明書の発行主体一覧
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm



なお、団体（扱）保険は会社を通じて契約を行っているため、保険会社で控除証明書データの発行が行われるか否か、勤務先の団体（扱）保険のご担当者の方に確認してください。

3 マイナポータル連携で事前に準備するもの

1 マイナンバーカード

マイナンバーカードの取得方法は、右のQRコードからご確認ください。

※ 生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等についてマイナポータル連携で取得するためには、その親族のマイナンバーカードも必要となります。

マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp>



2 マイナンバーカード読取機器

マイナンバーカード読取機器（ICカードリーダー又はマイナンバーカード読取対応スマートフォン）が必要となります。スマートフォンの対応機種は、右のQRコードからご確認ください。

マイナンバーカード読取対応スマートフォン一覧
<https://www2.ipki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



3 加入している生命保険の証券番号など

控除を受けようとする生命保険の証券番号や、住宅ローンの契約番号などを用意します。

4 マイナポータル連携の事前設定

(マイナポータル連携を初めて実施する年※のみ設定が必要)

※年度以降、新たな控除証明書をマイナポータル連携で取得する場合には、次の2(又は3)から作業を行う必要があります。

1. マイナポータルの開設

マイナポータルの「やること」>「マイナポータルの登録・ログイン」を押し、メニューに従って、利用者登録を行います。

※ 生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等をマイナポータル連携で取得するためには、当該親族もマイナンバード取得し、マイナポータル上で代理権限を設定してください。



※
マイナポータルの登録・ログイン

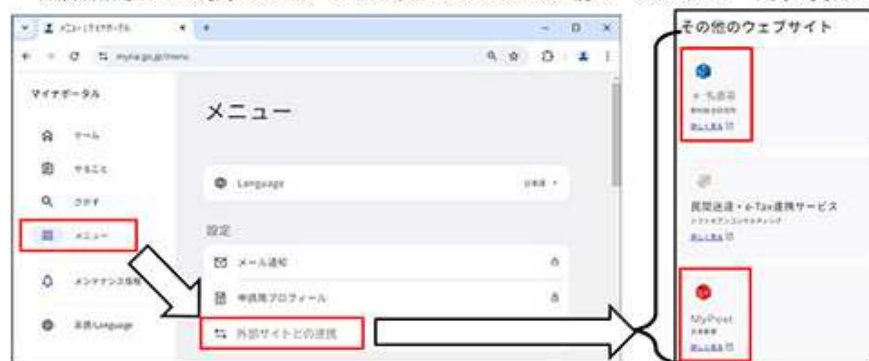
マイナポータル
<https://www.myna.go.jp>



2. 民間送達サービスの開設

マイナポータルの「メニュー」>「外部サイトとの連携」から民間送達サービスのいずれかを選択し、開設します。

※ 民間送達サービスは、前ページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」において、契約されている保険会社等により利用できるサービスが決まっているため、前ページのQRコード先の資料をご確認ください。



3. 保険会社等と民間送達サービスの連携設定（e-私書箱の場合）

(1) 保険会社等の「マイナ手続きポータル」等に接続

保険会社等の「お客様ページ」又は「控除証明書の（再）発行申込ページ」等からアクセスし、「利用申込」を行います。



(2) マイナンバード読み取り

メールアドレス等の登録後、マイナンバードの利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）を入力します。

※ この手続きはマイナンバードの電子証明書を登録するもので、保険会社等にマイナンバーの提供するものではありません。



(3) 証券番号等の登録

画面の案内に従い、証券番号等などの契約者情報を入力します。



契約者確認情報入力

契約者確認のために以下の情報を入力してください。

証券番号

氏名

(4) e-私書箱連携

- イ. 利用者登録完了メールに記載されたURLにアクセスし、「ログイン」をクリックします。
- ロ. マイナンバーカードを読み取ります。
- ハ. e-私書箱へのログインします。
 - ・「e-私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」をクリックします。
 - ・電子ポスト画面で「e-私書箱につなぐ」をクリックします。
 - ・e-私書箱ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」をクリックし、ログイン方法します。
- ニ. 「企業連携同意」にチェックを入れて「連携」をクリックし、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認します。

以上で「マイナポータル連携の事前設定」が完了です。

なお、控除証明書等データが民間送達サービスに届き、マイナポータル経由で取得できるようになるには、これらの手順を実施してから数日要する場合があります。（保険会社等により異なります。）

5 個別取得

（毎年作業が必要）

保険会社のウェブサイトから取得

1. 保険会社のウェブサイトアクセス

保険会社のサイトで「お客様ページ」の開設が必要になることが多いです。

2. 保険料控除証明書の電子発行を選択

保険会社のウェブサイトの案内に従って、保険料控除証明書をダウンロードしてください。

なお、保険会社によっては「保険料控除証明書の再発行」を選択する場合があります。

上記手順を実施後、年末調整控除申告書を作成できるシステムにインポートしていただければ、保険料控除証明書の内容を手入力する必要がありません。

6 控除申告書の作成（年調ソフト）

年末調整手続の電子化において、従業員の方が控除申告書をPC等でデータ作成する必要があります。本資料では、国税庁が無償で公開している年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）を利用した控除申告書の作成方法について、次のページから説明させていただきます。



書面作成



データ作成

～年調ソフト編～

1 入手方法

- (1) 各ストア※で「年末調整 国税庁」と検索するか、スマートフォン又はタブレットの場合は、次のQRコードから入手してください。

※ 各ストアとは、App Store/Google Play Store/Microsoft Storeを指します。
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

Google Play Store

App Store



- (2) 各ストアからの入手ができないパソコンをご利用の方は、右のQRコードから入手してください。なお、操作マニュアルなども同ページに掲載しております。



- ・ Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
- ・ Apple、iPhone、Mac OS は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2018 Apple Inc. All rights reserved.
- ・ Androidは、Google LLC の登録商標です。
- ・ その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の商標または登録商標です。

上記の公式アプリストアからダウンロードできない場合は、パソコン版に限り、国税庁ホームページからダウンロードすることができます (https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#soft_dl)。

国税庁ホームページ (年調電子化に向けた取組み)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

2 年調ソフト入力の流れ

年調ソフトの入力画面 (概要) の流れについて、簡単にご説明します。

なお、年調ソフトの画面イメージについては、本番リリース時に変更の可能性があるのでご了承ください。

① 基本情報入力

次の手順で基本情報の入力を行います。



スタート



作成開始



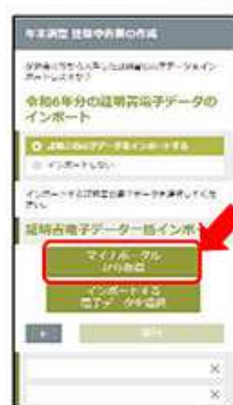
住所・氏名等の情報登録



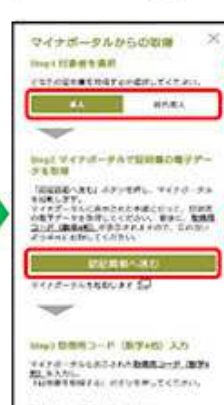
勤務先情報の入力

② マイナポータル連携 (事前準備されている対象者のみ)

2 ページの事前準備を行っている場合には、次の手順でマイナポータル連携を行ってください。



マイナポータル連携



対象者を選択

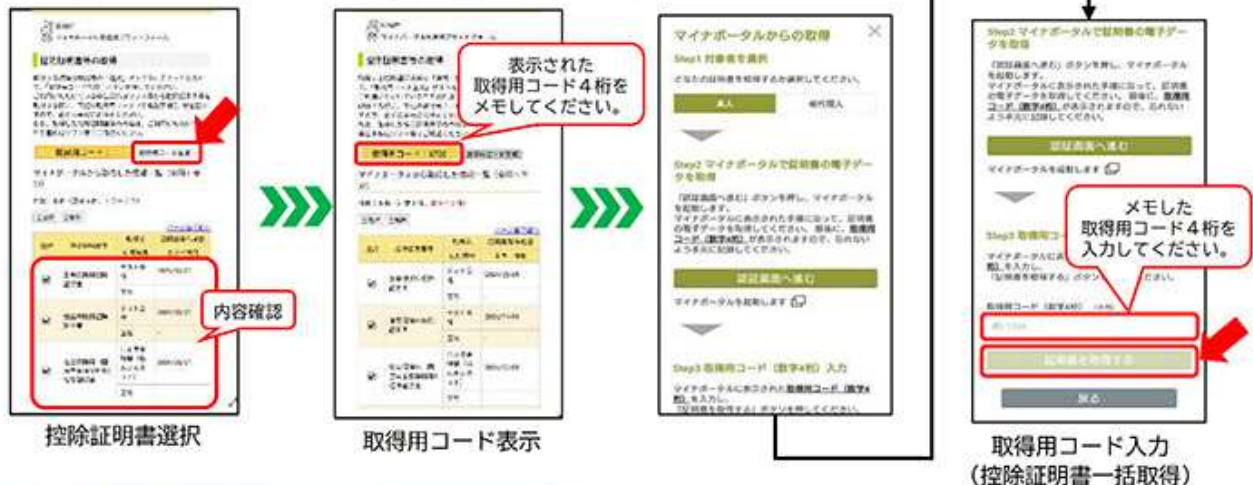


本人認証



② マイナポータル連携（続き）

前のページに続けて、次の手順を行ってください。



③ 作成する申告書の選択

作成する申告書がわからない場合は、次の手順で受けられる控除を確認してください。



④ 控除申告書の作成

各控除申告書の入力画面は、次のとおりです。ご自身の必要に応じて、選択して利用してください。



※ 所得金額調整控除申告書及び基礎控除申告書は、基本項目等から作成するため、通常は新規入力不要（確認のみ）です。



Q：作成を中断することはできますか？

A：各申告書入力画面の「一時保存」のボタンを押すことで、一時保存・中断ができます。

所得金額調整控除申告書

基礎控除申告書



Q：毎年同じ内容を手入力しないといけませんか？

A：前年度の年調ソフトからアップデートするか、前年度の提出用データを保存しておいてインポートすることで、基本情報等が自動入力されます。

⑤ 控除申告書の確認・提出用データの作成




入力内容を確認
(必要に応じて修正してください。)

マイナンバー入力
(入力省略ができるか否かは、
勤務先に確認してください。)

出力形式の選択※
(勤務先の指示に従ってください。)

※ 控除証明書等（書面）の内容を手入力し出力形式（書面出力）を選択した場合、「提出用台紙」が出力されるので、その台紙に控除証明書を貼付して勤務先に提出してください。

4 ご不明な点があったときは

年末調整手続の電子化または年調ソフトの使い方でご不明な点があった場合、次の手順で確認してください。

① 年末調整電子化に関する不明点は、パンフレット等を調べる。

次のQRコードから、パンフレットやよくある質問をご確認ください。

国税庁ホームページ（年末調整手続の電子化に関するパンフレット等）
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm



② 年調ソフトに関する不明点は、操作マニュアルを調べる。

次のQRコードから、年調ソフトに関するマニュアルをご確認ください。

国税庁ホームページ（年調ソフトの操作マニュアル）
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_manual.htm



③ ヘルプデスクに問合せを行う。

電話番号	0570-02-4563（ナビダイヤル）	
受付時間	9:00～17:00	10月1日～12月28日（毎日） 1月4日～2月28日（月曜～金曜（休祝日を除く））

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[国税庁]

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm